

憲法・47教育基本法・子どもの権利条約をまもり、生かそう！

子どもと教育・文化 道民の会

会報

No. 31

発行日 2015年11月10日

発行責任者 共同代表

姉崎洋一 加藤多一 河野和枝

事務局 〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道高等学校

教職員センター3階

TEL 090-9523-4396

FAX 011-663-0457

メールアドレス：

y.teiji195260@gmail.com

会員のみなさん

「会報No31」を発行いたします。

【今回の記事内容】

1. 4・5「子どもと教育を考える春のつどい」 p 2～p 3
講演会「教育再生とこの国の未来を考える」ダイジェスト
講師：小森陽一さん（東京大学大学院教授）
2. 安倍「教育再生」を許さない連帯を広げましょう！ p 4～p 6
北海道高等学校教職員組合連合会 中央執行委員長 國田 昌男
3. 子どもと教育・文化 道民の会講演会 2013・9・23 p 7～p 18
・世界から見た日本の教育PART2・
「競争」・「人材育成」の「アベノミクス」から
子ども・若者たちが大切にされる教育改革へ
講師：姉崎洋一さん（北大教育学部教授・道民の会共同代表）
4. いま「学童保育」とは 札幌市学童保育連絡協議会 p 19～p 20
事務局専従 林 亜紀子
5. 平成25年度 北海道子どもの虐待防止フォーラムより p 21～p 23
分科会報告 『保育における児童虐待への取り組みの現状と課題』
『民間学童保育の中の子育ての仲間作り』
札幌市学童保育連絡協議会 菊地 千佳子
6. 道教組・高教組からの資料について p 24

【事務局からのお願い】

- ① およそ1年間程度会費が未納な方は是非納入ください。
また、しばらくお休みされている方もこの機会に新たにご加入ください。
年会費1口単位1000円です。（何口でも結構です）
最終会費納入年を宛名シール最下段の数字で示してあります。数字のない方は2008年以降会費納入がありません。可能な範囲で会費納入をお願いします。
- ② 各地域で教育懇談会や憲法学習会を開催しませんか。
また、各地でのとりくみや会員のみなさんからのご意見や地域での子どもたちの様子などお知らせください。
- ③ メールアドレスお知らせください。住所変更がありましたらご連絡ください。
空メールでも結構です。ただし氏名がわかるようにお願いします。
(会報などの情報を郵送料なしで送れることで、財政的にも助かります。)

【寄稿文】

ひとつの見解

加藤 多一

(共同代表 童話作家)

私の二〇一五年初冬の見解によれば、安倍某という首相は、後世に高い評価を受けるかもしれない。この秋。

デモは嫌い、意見表明はエライ人がやるものだと思っつけていたタダの人間が動き出した。

とりわけ若い男女と母親たちが、急に行動し始めたではないか。

説教してもダメ。おだててもダメ。

放っておくとスマホに逃げる。

右ならえ病の人。

(同調圧力にめっばう弱い)。

めだつのは悪いことーこういうふうに分を作ってきた人たち

自己規制し自粛するのが大好きな人が、自分を変えた。

この変化を学校教育や生涯教育の講演会等でやるのは絶対無理。(洗脳されることに鈍感なのはテノノウ制の恐るべき影響力だ)

それをやってくれたのが、安倍某だ。

ーと、こういうような「見解」をTVで賢そうにしゃべるエライ人が発言するとおもしろいだけだよねー

くどくなるけど、この私たちの国では、

「わかりません」を「現状容認」とカウントする恥ずかしい制度を持つている。

即ち総選挙のとき「最高裁判所判事」の信任か否かを、ついでにやってしまうあの「制度」。

なるべく遅くに、なるべくわか

りにくい小さな活字の経歴を選挙公報に載せる。

国民は、わからんから、○×をつけずに、そのまま投票箱に入れる↓これはすべて「信任」とカウントしてしまう、みごとな制度。

アメリカ大統領は、議会の承認がなければ最高裁判事を任命できない。日本では首相が任命。その代わり後日、国民投票がある。

「立法」も「行政」もやりたいたい放題となると、唯一頼りにするのは、「司法」だ。この司法がこのような制度のもとにある。

安倍某首相によって目覚めることができた若者たちよ。この偽の現状容認制度もあばいてほしいなあー頼みます。

アベ政治は絶対に許さない 子どもたちにどうい社会をバトンするのか

北海道労働組合総連合 議長 黒澤幸一

「失ったものはとてつもなく大きい。しかし、かけがえのないものを得た。必ず取り戻す。」これが戦争法制をめぐるこの間のたたかひの確信です。この北海道でも悲壮感や挫折感でなく、若者の姿が見える未来に希望すら感じさせるたたかひであったと言うのが実感です。

若者たちと労働組合がつくる 市民革命

毎週金曜日に続けてきた札幌中心街での「戦争法案絶対廃案！フライデーアクション」は、20回のべ1万人を超える参加があり、最終盤には連日4桁の市民を集め、「戦争法案反対！」「黙ってられない！」「民主主義って何だ！」「安倍はやめろ！」のコールが街中に響きわたりました。

道労連は、どうしたら若者や市民と共感しあえるデモや運動ができるか、そして、ひた向きにがんばり続ける組合員の確信になれば組合員の参加も増やせると考え行動してきました。先頭の横断幕は若者が持ち、サウンドカーやドラムデモを先頭に「飛び入りOK」など団体旗ではなくアピールボードをかかげたデモは、多くの市民の参加を可能にしました。お揃いの反戦Tシャツで連帯を強め、ラップ調のコール・アンド・レスポンスに多数の若者がマイク



を握りました。職場では、退勤時のデモに参加したくて仕事を必死に片付ける若い看護師、車で退勤時デモに間に合うように苫小牧から車に飛び乗る若い組合員の姿がありました。毎回、出発時点より必ず膨れ上がるデモに未来への希望を感じたのは私だけ

ではないと思います。デモの様子は、道労連の広報担当の息遣いや熱気が伝わる写真や動画が、その日にネット・SNSを通して全道・全国に発信されつづけています。

札幌の高塚愛鳥さんらが呼びかけた大学生や若者による「戦争しなくてふるえるデモ」は、北海道のSEALs的な存在として運動に大きなインパクトとなりました。彼らの中心はブラックアルバイ



トに立ち向かう「学生ユニオン」のメンバーでした。「安保法制に反対するママの会」「女たちのレッドアクション」「わかけん（若者憲法会議）」など若者や女性など一般市民の政治的な覚醒が運動のカンフル剤となりました。

こうした市民的な運動が後押しとなり、6000人を集めた弁護士会が呼びかける集会やデモ、平和運動フォーラムや連合、政党との共同も広がり、6.2-3全労連50万人行動には全道9000人を超える参加がありました。

労働組合が職場地域にあることの価値を再確認

「地区労連がなかったらできなかった」。各地域

や職場での奮闘も輝きました。

旭川での1200人を集めたサウンドデモ、根室や苫小牧でのドラムデモなど若者や市民を巻き込んだアピールが各地で努力されました。また、旭川、富良野、十勝、釧路、室蘭、岩見沢、滝川など道内主要市町村で平和運動フォーラムや連合を巻き込んだ共同行動が行われました。

昼休みの10分でも毎日スタンディング・アクションする医労連の仲間の姿がありました。釧路では高校前宣伝が繰り返され、ピラを教室に持ち込んだ高校生が「戦争法案ってどうなるの？」との質問に



意気揚々と平和のあるべき姿を語る高教組の先生の姿がありました。中学校でクラスの壁新聞づくりで平和と戦争法案をテーマに子どもたちに考えさせる取り組みをした道教組の先生や詩を通して子どもたちに平和を

語る先生など現場際の積み重ねが世論の形成につながったことが実感できます。

まさに、この運動を下から支えているのは、現場の組合員であり、各地区労連でした。

ここに労働組合が職場や地域にあることの最大の価値があり、組合員がその原動力であることが改めて確認できたと思います。

「アベ政治を許さない」クリアファイル問題から見えること

道高教組が、組合員に配布した「アベ政治を許さない」と印刷したクリアファイルをめぐって、北海道教育委員会が全道の教職員に対し、不当な所持品調査をはじめています。「政治的行為」と問題視し

ていますが、自民党道議の圧力に道教委が毅然とした対応をとらず、権力を背景に日常的な労働組合活動に支配介入し、言論や表現の自由を奪うものであり許せません。しかも、調査は「持っている人を見たことがある場合は、いつ、どこで、誰が、を記入」など職員同士を「互いに監視させる」最低のやり方で行われており、その卑劣さは人道にも反するものです。道労連は、直ちに道教委に対し抗議を行い、中止・撤回を求めています。

全国的にも、放送大学の試験問題の「平和と自国民を守るのが目的というが、ほとんどの戦争はそういう口実で起こる」との記述を大学側が無理やり削除したり、都内のJR駅のトイレに安倍首相を「戦争好き」との落書きに警視庁が器物損壊事件として捜査を開始したり、安倍のポスターにひげを書いたずらををしたとして逮捕者がでました。安倍政権がマスコミへの異常な圧力と抱き込みを強めていることに見られる、権力による言論への圧力は、政権の「あせり」でもあり「戦前と同じ空気」（東京新聞）と言わざるを得ません。

戦争法の強行やこうした言論への挑戦に対して、決して萎縮することなく「未来を担う子どもたち若者たちにどういう社会をバトンしていくのか」という極めてシンプルな問いに正面から答える「行動」が私たちには求められていると考えています。

今度は「札幌ドーム集会だ！」

民主主義を求める歩みを止めることは誰にもできません。野党結集が呼びかけられました。今年春の北海道知事選での「ブリッジ共闘」の経験は、先駆的なものとして大いに生かしていけると考えています。違憲訴訟も準備されています。

問題は、遅くとも来年7月にはある参議院選挙で「安倍政権No」「戦争法廃止」の明確な民意を示せるかどうかだと思います。ここで答えを出せなければ、以降10年、20年と問題を引きずることになるそんな危機感を持ちます。時間はあるようで半年しかないのです。

主権者として声を上げはじめた若者たち、市民の行動は、必ずそのことを達成させる大きな力になると確信します。

そして、60年代、70年代につづく第3の安保闘争と言われるこの闘いをたたかった若者が、未来の道労連運動を支えていくと考えます。

来年の参議院選挙の前に「札幌ドーム集会を準備

できないか」こんなビックな話が出ています。自らがわくわくするたたかいで、必ず戦争法の廃止、道労連を強く大きくする決意です。



(写真撮影：道労連・小田島佳枝さん)



高教組が組合員に配布した「クリアファイル」に、 道教委が違憲・違法な「調査」を行う暴挙！

*道高教組は、次のような声明をあげています。

【声明】

道教委による憲法違反の調査－「校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査について」の通知発出に断固抗議し、調査の中止・撤回を求める
2015年10月15日 北海道高等学校教職員組合連合会

北海道教育委員会（以下、道教委）は、10月14日付で総務政策局教職員課服務担当課長名による「校内におけるクリアファイルの配布等に関する調査について」の通知を発出した。調査事項は（1）校内におけるクリアファイルの配布について、（2）校内におけるクリアファイルの状況についての2項目について職員に「密告」を求めるものとなっており、各学校からの提出期日を11月2日までとしている。

今回の調査通知は、9月29日の自民党・藤沢道議会議員の道議会質問に端を発したもののだが、政権の暴走になんら反省なく、それを批判する労働組合

の活動にまで干渉・介入する質問に応じた道教委の対応は、日本国憲法が保障する労働者の団結権、言論・表現の自由の保障を真っ向から侵すものであり、そのこと自体が「政治的中立」を侵すもので断じて許されない。

そもそも、指摘されているクリアファイルに印刷された「アベ政治を許さない」との文言は、安倍政権が多く憲法学者から「違憲」と指摘される「安全保障関連法」をこり押し、「戦争する国づくり」に向けた政策を推し進めることに対して多くの市民が「憲法を守れ」と立ち上がったスローガンである。そして、各地で開催されるそのスローガンのもとに集う集会などで掲げられてきたものである。道高教組は、「資本・権力と政党から独立し、要求にもとづく団結」「『教え子を再び戦場に送るな』の誓いのもとに、子ども・青年の明るい未来をきりひらく」を綱領に掲げていることから、その運動に賛同して全道の組合員にクリアファイルを送付したものだ。

この調査実施には、以下に述べる重大な問題が含ま

れている。

第1に、この調査は「政権批判は一切許さない」として、憲法21条（表現の自由）を真っ向から否定し、言論の統制を図る戦前の教育体制を彷彿させるものとなっていることである。社会に対する健全な批判力を養うことが、主権者教育の根幹である。その実践が求められている教職員の基本的人権こそ、道教委が守らなければならないものである。教職員を萎縮させて口をつぐませることは、豊かな主権者教育をすすめることに逆行している。

第2に、クリアファイルは高教組組合員に渡すように各分会に組合員数を送付したものである。道教委が教育長名で発出した通達「教職員の政治的行為の制限について」で指摘している人事院規則第6項「政治的行為」にある「配布」には、なんらあたらず、これまでも組合が宣伝物を組合活動として組合員に渡すことは何ら問題にされてきていない。それを「政治的目的」の「配布」とし、「調査」を行うとしたことは、明らかに組合活動への介入に当たり、憲法28条（団結権）に違反する不当労働行為である。組合機関紙に書かれる「政権批判の記事」まで制限することと同様であり、極めて重大な問題である。

第3に、この調査方法は「校内で職員が配布しているところを見たことがあるか」「置かれている、放置されている、職員が使用しているところを見たことがある」と、他の教職員の行為についての見聞にまで及んでいることであり、まさに「密告」「相互監視」を奨励しかねないものになっている。これは、2010年に全道で強行された「服務規律調査」と同様に、校長・教職員相互の信頼関係・協調関係を根底的に破壊されかねず、学校運営や職場に大きな否定的影響を与えることは計り知れないということである。

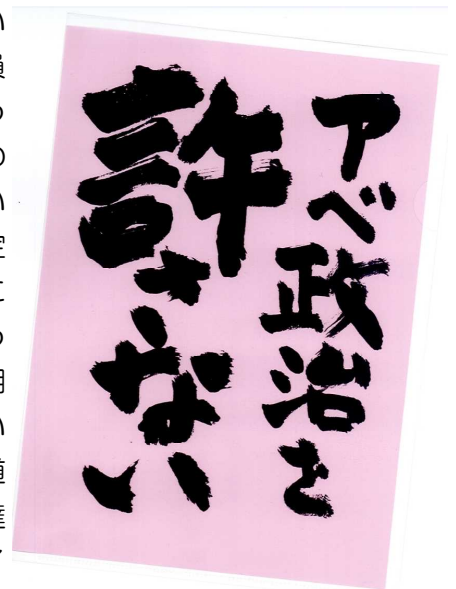
道教委は9月1～7日に校長に対して電話で調査を行っている。その結果、5校でクリアファイルの

存在を認めているが、藤沢議員が指摘するような校内で多くの生徒の目についた実態や不特定多数の教職員に配布されるような事実は何ら明らかになっていない。そして道教委自身も通達でクリアファイルを机上に置く

こと、校内で個人的に使用することは直ちに「政治的行為」に当たると言えないと、通知で示している。にもかかわらず、強圧的に調査を実施しようとしていることは、教育への不当な介入から学校や教職員を守るべき道教委の本来の任務を放棄している。また、学校管理責任者としての校長の権限と責任も軽んじていると言わざるを得ない。「政治的行為」を名目にして、不当な圧力を押しつけられる校長、現場教職員の負担と苦悩は計り知れない。まさに、道教委の教育に対する見識が問われている。

戦後の教育委員会制度発足にあたり、時の文部省は「教育は未来に備えるものであり、真実をめざして人間を育成する特殊な使命をもっている」として「不当な支配」から教育を守る教育委員会の役割を述べている。われわれは、憲法に反しこの教育委員会制度発足の原点にも反す道教委の今回の調査に対し断固抗議するとともに、憲法21条（表現の自由）、28条（団結権）に違反する調査の即時中止・撤回を求めるものである。

以上



11月2日、市民集会が行われました。

「クリアファイル調査問題を考える集い」に130名が参加！

【道高教組速報No11ニュースより】

道教委による「アベ政治を許さない」クリアファイル調査問題を考える市民集会在11月2日(月)に高校教職員センターで行われました。道労連、高教組など8団体による緊急の呼びかけにも関わらず、市民ら130人が参加し会場は満員となりました。高教組、全教役員や弁護士、現場の教職員らが「教育の自由を守るたたかいをすすめる」「学校現場への政治介入であり、組合活動への不当な介入でもある」「学校の中だけの問題ではない」などと訴え、道教委に調査の中止・撤回を求めるとともに、学校で不当な政治介入を許さないために声をあげ続けていくことを確認しました。

道高教組は引き続き道教委に対して調査の不当性と中止・撤回を訴え、市民に対する運動を広めていくことを提起していきます。

「経過報告」 亀谷学・道高教組書記長

「アベ政治を許さない」クリアファイルは、戦争法案に対する8月30日の全国統一行動の呼びかけに応じて、組合員が心を一つにしてたたかいをすすめるよとの想いで、組合員分を全道の分会に送った物

です。だから、職場で組合員が組合員に渡した以外に何かが起きるはずもありません。しかし、道教委は自民党議員の圧力を受けて全道の教職員にクリアファイルを「いつ、どこで、誰が、誰に配布したか、使っていたか」の密告を奨励する調査を強行しました。

高教組は即座に道教委に対して中止を求め、声明を発表しました。「18歳選挙権」実現で「政治的中立性」をタテにした圧力がますます強まることが予想されます。しかし今回の調査の異常さを多くの報道機関が指摘しています。学校で自由な教育活動が保障されるために、多くの市民の声を道教委に届け、さらに運動を大きく広げていきたい。

「政治的中立とはアベ政治への言論を保障すること」

加藤健次・全教弁護団弁護士

道教委は通達で「クリアファイルを机上に置くことはただちに人事院規則に違反することにならない」と書いてあるが、「ただちに」どころか違反にはならないのです。「アベ政治～」を持っているこ

と自体を規制したいだけで、反政府の言論は許さないとした政治的狙いは明らかです。「政治的中立」をもとに、全国各地で政権批判のみならず、「憲法」「平和」の意思表示まで自治体などが自粛する事態がおきています。それは、それだけ政府が批判に対して敏感になっている証しであり、逆に戦争法などの反対運動が広がっていることとなります。

本来の「政治的中立」とは、「アベ政治」への言論をどう保障するかであり、それに対抗する勢力も言論で闘えばいいわけで、そういう場をどう保障するかが本来問われるべきなのです。この調査はバカバカしいものではありませんが、「アベ政治を許さない」を許さないことが「アベ政治」なのです。民主主義全体、この国の未来にかかわる問題として道教委に批判を集中することが大切です。



「政治的教養を育むために」

小畑雅子・全教書記長

文科省は高校生の政治活動で69通達に代わる新たな通知を発出しました。授業や生徒会活動、部活動での選挙運動、政治活動は禁止、放課後や休日でも校内では制限・禁止するというもので



す。教員の指導も「個人的な主義・主張を述べることは避ける」「特定の政治上の主義・施策や特定の政党を支持したり反対することにならないよう留意する」というもので、憲法などで保障され、主権者教育にとって必要不可欠な政治的諸権利の保障に背を向けています。全教は、市民的運動の先頭に立つ構えで、この調査に関して本日道教委に申し入れを行いました。

「話にならない」

姉崎洋一・北大教授

2010年の服務規律調査を思い出されるが、当時と違うのは、こちらの力のパワーアップがある。教職員だけの問題とせず、広範な市民のとりくみとなれば、チャンスにもなる。

教職員の政治的活動をこんなに強く規制している

のは世界では日本しかない。しかし若者が保守的であろうと勝手に思い込んで、「18歳選挙権」というパンドラの箱を開けてしまった。政治教育の重要性は今の教育基本法にも示されており、そこに踏み込まなければならなかった。



「まっとうな政治教育とは」

を争点にした論争になれば面白いのだが、このクリアファイル調査はそれ以前のまったく話にならないもので、組合員が持っていることは問題になりようがない。道教委もそれ以上に広げようのないレベルとしか言えないものだ。

一 茶色の朝を迎えないために 一

道教委のクリアファイル調査問題を考える緊急市民集会アピール

…主人公はある日、友人に彼の飼犬だった黒色のラブラドルを安楽死させたと言げられる。毛が茶色以外の犬猫を飼ってはならないという法律を政府がつくったからだ。主人公は胸を痛めるが“のど元過ぎれば熱さも忘れるものさ”と香気に構える。そのうちこの法律を批判する新聞が度判に追い込まれ、やがて人々は「茶色に染まること」に慣れてく。国家権力が日々々の生活に知らぬ間に忍び込み、人びとの行動や考え方を支配していくさまを描いた、フランク・パプロフ氏の短編寓話『茶色の朝』は、当面のトラブルを避けることが、ファシズム台頭を許すと警鐘を鳴らした作品です。…

道民のみなさん、

口道高教組が組合員に渡した「アベ政治を許さない」と記されたクリアファイルが自民党道議によって問題視され、道教委が所持者や使用実態を密告させる違法調査を強行しました。職場でのクリアファイルの配布や、所持を見た場合は日時、場所、人物名まで記入させるという監視、密告を奨励する調査内容であり、職場相互の信頼関係、協働関係を根本的に破壊するものです。教職員のプライバシーや政治活動の自由、思想・良心の自由を土足で踏みつける調査は正当化される余地はなく、憲法29条が保障する組合活動への不当な介入・不当労働行為であることは明白です。教育への不当な政治介入に対し、道高教組をはじめ、北海道労働組合総連合、全北海道教職員組合、新日本婦人の会北海道本部、全日本教職員組合などが相次いで「調査の中止・撤回」を求める声明や見解を発表したことは、至極当然のことです。…

道民のみなさん、

口『茶色の朝』を想起させる実例は全国で相次いで起きています。戦争法案を批判する報道に関し、「マスコミをこらしめるには広告収入をなくせばいい」と発言する国会議員。政権批判の記述があった試験問題について「政治的公平を定めた放送法に基づき不適切」として、学内サイトへの掲載時に削除した放送大学。「安全保障関連法に反対する学者の会」が開催を計画していたシンポジウムについて、会場の貸出を断った立教大学。山口県では運動会で「9条Tシャツ」を着ていた教員が保護者から指摘を受けたりするなど、多様な意見が対じられるこれらの出来事は、戦前、戦中の言論弾圧を彷彿させるものです。…

道民のみなさん、

口この真、暴走するアベ政権にNOを突きつけた若者たちが「民主主義ってこれだ」と全国で立ち上がりました。デマや誹謗中傷にも屈することなく、戦争法が可決された後も、民主主義をとりもどすための声を上げ続けています。道教委による違法なクリアファイル調査は、対象とされた教職員一人ひとりの人権侵害ということだけの問題ではありません。ひとり道高教組、教育界だけの問題でもありません。公権力による言論統制を放置することは、言論表現の自由を保障することによって維持される民主主義社会の根底を揺るがす大きな問題です。「私たちのだれもがもっている怠慢、臆病、自己保身、他者への無関心といった日常的な態度の積み重ねが、ファシズムや全体主義を成立させる重要な要因である」。『茶色の朝』のあとがきに書かれている一節です。道教委などによる過剰な対応や不当な介入は、今後も執拗に続けられることが予測されます。「それならやめておこう」と自主規制することを狙い、タブー・自粛を植えつけることがその目的だからです。…

道民のみなさん、

口私たちは、「おかしなことには、おかしい」と声を上げ続けていきます。不当な政治圧力に屈せず、「やり過ぎさない」「思考停止しない」ことの大切さを主張していきます。私たちは屈しません。プライバシーの自由を守るために、思想・良心・表現の自由を守るために、教育の自由を守るために、組合活動の自由を保障するために、民主主義を守るために、そして茶色の朝を迎えないために。…

2015年11月2日、

道教委のクリアファイル調査問題を考える緊急市民集会、

前回の会報「No30」でお知らせしましたが、いま札幌では、市民がつくる「さっぽろ子ども・若者白書」づくりがすすめられています。完成予定は、2016年4月とのことです。

「白書をつくる会」は、白書をつくっていく上で、この間、子どもたちがどうなっているのかシンポジウム等を開催しています。今回この会報では、7月・9月に行われたシンポジウムについて、道民の会代表世話人でもある谷さんからその様子をかいていただきました。以下、お読みください。（事務局）

【2つのシンポジウムから】

「家庭・学校・地域をつなぐ」ための白書づくりを進めましょう。

谷 光(代表世話人・DCIさっぽろセクション)
2回のパネルディスカッションのコーディネーターをさせてもらい、貴重な学習の機会になりました。その感想です。

谷 光(代表世話人・DCIさっぽろセクション)さんは、学校からはみ出してしまった青年がどんな状況におかれているのか、そしてどのようにサポートしているのかを語り、そこで自立に向けて頑張っている青年を誘って参加してくれました。若者の貴重な経験は苦しさに付き合ってくれる人たちの存在がいかに大きいかを知らせてくれました。

7月の「さっぽろの子ども・若者の今」を考える」

藤井奈津子さん(むくどりホーム・ふれあいの会)、太田一徹さん(小学校教諭)、岡村恵子さん(さっぽろ冒険あそびの会)、山名徹さん(さっぽろ若者サポートステーション)に問題提起をお願いしました。私は1997年に「さっぽろっ子」と題した子ども白書づくりに参加しました。それから18年、こんな社会になるとは思ってもいませんでした。安保法制のもと『戦争する国』への策動が進められています。子ども・青年にとっても本当に生きづらい社会になっています。しかし、一方では、あの当時にはなかった子ども・青年にかかわる人たちの様々な取り組みが進められています。そうした実践をしている4人の方に問題提起をしていただきました。

太田さんは、学校をとりまく状況の厳しさの中で、「めんどくさい」「やりたくない」と叫びながらも人間的な触れ合いを求め、けなげに生きている子どもたちの様子を語ってくれました。むくどりホームの藤井さんは、「失敗ややんちゃの許される空間」をつくることの意味と「子どもが躓いたときにフォローしてくれる大人」との出会いの大切さを語ってくれました。さっぽろ冒険遊びの会の岡村さんは、「あぶない、きたない、うるさい」という大人の都合で狭い経験の中にいる子どもたちに地域のおとながひと肌脱ぐことで子どものねっこを張る手助けをしたいと札幌でのプレーパークの経験を話してくれました。さっぽろ若者サポートステーションの山名

9月の「家庭・学校・地域をつなぐ」

高野和美さん(札幌市スクールソーシャルワーカー)、五十鈴理佳さん(主任児童委員)、斎藤由利子さん(元中学校養護教諭)、林奈津子さん(学童保育指導員)の4人に提言してもらいました。みなさん、子どもの発達にかかわって地域で活動しているベテランの発達援助の専門家です。様々な困難を抱えている親や子どもにかかわって支える活動をされている経験に裏付けられた発言はひとこと一言がとても重いものがありました。しかし、重い話をみなさん明るく話されているのも印象的でした。

子どもの貧困は、子どもだけの問題ではありません。親の貧困であり、社会の貧困問題です。元教師としては、子どもにとって学校がどんな世界になっているのかがいつも気になります。佐貫浩(法政大)さんが雑誌に書いていた「子ども・青年の傷つきの場としての学校」という言葉がいつも頭の中をよぎります。教育相談や「非行」と向け合う親たちの会など私がボランティアとしてかかわっている仕事を通していつも感じていることだからです。

田中孝彦さんは著書「教師の子ども理解と臨床教育学」の中で「何よりも子どもの命を守り育て。そして、子ども達がより良く生きるために文化を学べるように、学習の指導を行う。そして、地域の父母・住民や諸領域の『発達援助専門家』の人々と相談

しながら、学校を運営していく。そういう人間発達援助の専門家が現代の教師である。教師はTeacher（授業者）であり、educater（子ども達の全体的な成長を支える教育者）である。」と書いています。

2回のパネルで話されたことは、苦闘している教師の皆さんに是非聞いてもらいたい話ばかりでした。「子ども期を剥奪されている子どもたち」に豊かな子ども期を過ごす権利を取り戻すためにも、教師の皆さん、こうやって子どもの豊かな成長・発達を願って心を砕いて頑張っている方たちと手を取りあって、背負っている肩の荷を少し下ろしませんかと呼びかけたい気持ちでパネラーの話を聞いていました。

AERAの5月25日の増大号は「格差と貧困あなたはみえていますか」という特集の中で、湯浅誠さんは「格差社会は『隣に人がいなくなる社会』です」と書いています。「社会から溜が失われた。（失われた溜を取り戻すためにも）まずは他者を認め合おう」と提起しています。

このパネルでの4人の方の提起も、まさにそれを言っているのではないかと思います。高野さんは「孤立した子育て～たとえ周りに『ひと』がいたとしても」と表現しています。五十鈴さんは、だから「毎日同じ地域に住む一人として」「子どもと家庭に一番近い人として」かかわるのだと、斎藤さんは「子どもは一人でそこに立っているのではない」「教師には子どもの背景をみる力を期待する」と。林さんは「悩むからこそ、大人たちもまた仲間を求め、学びながら助け合っていく」「あきらめないで、ひるまないで、少し急いで」「いろいろな人と地域でつながることが一番大切なこと」と。子ども・若者白書をつくることの意味もそこにあるのではないのでしょうか。

フロアーからの発言も、そうしたパネラーの発言を後押しするものでした。特に、月寒東地域で活動している小林さんの「ねっこぼこの家」の「多世代型子育てサロン」という地域に住む子ども・若者・大人・お年寄りの集う支え合う豊かな活動をつくり出している報告は私たちを勇気づけてくれるものでした。

パネルの最初に、「子どもの権利条約前文には『子どもは平和、尊厳、自由、平等、及び連帯の精神に従って育てられるべきである』とあります。政治に、行政に要求したいことは山ほどあります。同時に、その隙間を埋めるために日夜心を砕いている人たちともたくさんいます。パネリストの皆さんの実践に基づいた一言一言はとても重いものがあります。そこから札幌の子どもたち・若者の現状をリアルにつかむこと、そして参加者の皆さんと一緒に私たちのできることは何かを探ることのできる時間になればいいと思います。」とお話させていただきましたが、そんな実りある交流ができました。

文科省が「学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、『つなぐ』をキーワードに5つの『充実する』対策を推進する」という政策を打ち出しています。予算が38億あまり、5年計画でソーシャルスクールワーカーを1万に増やす、貧困家庭の子どもへの学習支援などが盛り込まれています。

学校が地域づくりの拠点になってほしいと私も思います。しかし、政策的に、格差・貧困をつくり出しておいてわずか38億円余りで（オスプレー1機100億超）学校にこれ以上の負担を負いかぶせるのかというのが率直な感想です。学校の先生方の切実な願いは「国のためではなく、子どもが主人公の学校・社会にするために、今やってほしいことは、教師の数を増やし、学級定数を引き下げ、一人当たりの授業時数を減らし、教育以外の仕事を教師にさせないこと」（ある教師のブログから）です。松本伊知郎さんは「子どもの貧困を考えるうえで大切なこと」（前掲2015.10）の中で「家でしんどい思いをしている子どもも、学校に来たら楽しいと思える学校を、どうつくるか問う観点にまず立つことが大事だと思います。…学校以外の人がどう協力できるかを考えるのが重要だと思います」と述べています。子どもの貧困を切口に貧困問題全体を考えることがますます重要になってきているのではないのでしょうか。

さっぽろ〈子育て・教育〉市民フェスティバル2015 子どもたちも含めて200名が集う！

10月12日、今年で15回目を迎えた「さっぽろ〈子育て・教育〉市民フェスティバル」が行われました。このフェスタは、道民の会の他に「高教組札幌支部」「さっぽろ子育てネットワーク」「学童保育連絡協議会」など10を超える市民団体が実行委員会をつくり、札幌市・市教委の後援を受けて、毎年幅広い市民共同の教育集会となっています。

午前は、前札幌市長の上田文雄さんをお招きした記念講演でした。また、午後からの「テーマ別交流会」では、テーマ①シンポジウム「18歳選挙権を考える」、②「子ども・子育て新制度のその後」、③「今、小学生は、中学生は」が行われました。

また、子どもたちを対象にした「あそびの広場」には、近隣の小学校などから100名を超える子どもたちが参加し、生きたへびに触ったり、「人工イクラづくり」「静電気を感じよう」など盛りだくさんの企画に、お父さんお母さん兄弟たち家族ぐるみで歓声を上げていました。



【上田文雄講演】

「笑顔が輝く 子どもと大人の未来」 ～個人主義を担う主体形成への道～

通称”フェス”の今年のオープニングは上田文雄さんの講演でした。

前札幌市長・弁護士、そして原発や”壊憲”に明確な反対意思を示す一人の市民としての立場から、勇気と納得・示唆に富む講演を頂くことができました。

上田さんが子どもたちの問題と初めてかわりを持ち持ったのがS36・S41の「学テ事件」の処分取り消し訴訟の弁護団に一人の弁護士として参加したことです。そこで「処分者名簿に自分の中学校の先生の名前を見つけ、『自分たちの教育環境はこうした先生に守られていたんだ…』ということをしみじみと感じた」そうです。

このことから弁護士会での「子どもの権利委員会」の活動に携わり、自ら相談活動なども行うようになりました。これが、後の札幌市の「子どもの権利条例」へと実を結んでいきます。

一度条例案が否決された頃を振り返って、「全国



から四千通以上の批判のメールやFAXが来た。全てに目を通したが、『子どもは保護対象でなく、主権者・主体的人格の保有者』であって『考える力』を持った存在でなければならない」との思いが揺らぐことはなかったそうです。

条例成立後の札幌市最後の児童会館建設では、設計家や市役所の担当者の中に、利用予定の子どもたちが入った協議がなされ、施設だけでなく「屯珍館」

という名称も子どもたちの発案で決め、誇りをもって運用されているとのことでした。

こうした主権者意識は上田市政でもう一つ「市民自治」という形でも表れていました。町内会の自治力をつけ、主体的な運営を促すという形で現れましたし、ごみの有料・資源化でごみの大幅削減を達成できたのは『『市民力』の表れ』とお話してました。

最後は、最近の「壊憲」に関して、「子どもの幸せの前提が平和憲法」とのお話から、「改憲など自主憲法制定をうたう人たちから『押しつけ憲法』との批判があるが、戦争放棄をうたった憲法9条は当時の首相がGHQに提案したものであって、改憲

派の主張は成り立たない」と明確にお話しされ、話を結ばれました。

札幌市長を退任されてまだ半年あまりですが、札幌市で「全国学力テスト」の平均点の公表が行われるようになったり、上田市政で進んでいた財政再建の路線から公共事業が大幅増になったりした現状を見るにつけ、「こうした市長に私たちの生活が守られていた」ということを実感する今日です。これからは一人の市民・道民としてより自発的な行動が求められるのだということを肝に銘じる講演会になりました。

テーマ別交流会① 【18歳選挙権シンポジウム報告】

来年の6月19日以降に公示・告示されるすべての選挙から、高校3年生である18歳を含めて、240万人の若者が選挙権を得ます。このことが日本の進路にどのような影響を与えるのか？高校教育の現場はどう変わるのか？当事者の高校生は何を感じ考えているのか？いまだ手探りの状況です。

今回のシンポジウムでは、高校生、大学院生、中学校教師、高校教師、弁護士の多彩な5人のパネラーがさまざまな角度から発言し、18歳選挙権実現にあたっての課題について議論しました。参加者には、教職員の他教育相談員・学生・学童保育指導員・市民など多彩な方々の顔がありました。

学校の図書局で本について語り合う場をつくっている高校生は、その1つのテーマとして18歳選挙権を取り上げた経験を語りました。「私たちはどうすればいい？」「先生に答えを求めるのも違う」「メディアも危ないと感じる」などの意見が出されたことを紹介したうえで、高校生の中で政治の話はタブーではないが、話すと「すごいねえー」で終わってしまう場合がある。今の大人は選挙権を得たとき何を考えたのだろうか？と鋭い問題が提起されました。

中学校では、「〇〇スタンダード」を徹底させる傾向が強まっているなか、生徒会選挙で不信任票が出ると「担任が悪い」と言われることを気にする教

師が多いことが報告されました。これについては、高校生からも「生徒会選挙は大人びたことをする貴重な場だと思っていたが、どうしてそうなるのか？」という疑問が投げかけられていました。

高校の現場からは、旧文部省の高校生の政治活動禁止通達（69通達）の影響が根強く残っており、自身も「政治はダメ」という雰囲気の中かで育ってきた教師が、どう主権者教育を担うのかが課題であると問題提起されました。

文科省は近々「69通達」に替わる新たな通達を出し、年内にもすべての高校生に18歳選挙権に関する副教材を、すべての高校教師に指導資料を配付するとしています。こうした動きとあわせて、18歳選挙権について今後も議論を重ねていくことが必要なことが、確認できたシンポジウムとなりました。



テーマ別学習交流会②「子ども・子育て支援新制度のその後」

昨年に引き続き「子ども・子育て支援新制度」をテーマに学習交流会を持ちました。今年度は4月から新制度がスタートしたこともあり、子ども・子育て支援に取り組む現場から、お二人に報告していただき、制度設計が現場を豊かにするものであるのか、または制度設計により何が問題となっているのか、子どもが育ちあう環境のあり方を考えることを柱に交流しました。運営は、札幌市学童保育連絡協議会とさっぽろ子育てネットワークが共同担当しました。参加者は16名、学生、親、保育者、関心のある市民などとバラエティに富みフェスティバルならではの交流会となりました。

最初の報告者は、学童保育の現場からです。全国各地で、学童保育を利用する子どもたちが増え続けているが、学童に入れない子どもや地域間の設置状況、保育料の格差、利用する親子のニーズに対応できないなど整備の遅れが今日大きな課題になっています。今年度スタートの新制度では、児童福祉法に法的根拠を持つ（児童福祉施設に準ずる扱い）「地域子ども・子育て支援事業」として位置付けられ制度による運営が市町村に義務付けられました。対象児童が6年生までとし補助金体系や職員数など基準が定められました。しかし少人数の学童保育所では、運営資金不足が発生し運営の自由性が保障されないことや「量的拡大」の目標が民間企業などの参入に道を開き保育の質の確保が問題になるなど課題が浮き彫りになる現状にあると報告され、「遊び」「生活」「静養」機能が十分に発揮される学童保育所がさらに求められています。

次に子どもを保育園に預ける母親からの報告です。

【あそびの広場】

近隣の小学校に「あそびの広場」単独チラシを配るようになって3年目。今年も100名を超える子どもたちや保護者の方々が遊びに来てくれました。

毎年人気のヘビ、や亀巻・うずの実験、スライム・偽イクラづくり、新しいコーナーの静電気実験や葉脈のしおりづくり、電子顕微鏡など、子どもも大人も興味をそそるものばかり。帰りがけに、ひとりのお母さんから「専門的な説明をしてくれて、とても良かった。大抵こういうイベントはやって終わりなのに、勉強になりました」とのうれしい言葉を頂きました。コ

新制度がスタートし突然届いた保育認定書、つまり教育標準時間（1号）保育認定（2号）保育認定（3号）を記した書類に「この処分に不服のあるものは～」と書かれていて「処分」の言葉に驚きと怒りを感じたと言います。新制度は8時間保育（短時間）と11時間（標準）とに保護者の事情で区分されるが、保育所側の短時間設定とパート時間が整合せず結局保育料が余分に支払うことも起こり保護者にとっては使いづらい制度であると言います。また保育料の設定が所得税から住民税に変わったことで、多子を預ける家庭に高額な保育料が発生し現場から運動がおこるなど制度上の混乱も起こっています。また学童保育所と同じように待機児童の解消を喫緊課題であることから、保育の量的確保がまず前面に出され、保育現場の規制緩和により民間企業参入が大幅に可能となりました。報告者は「企業が保育事業に入ると子どもにやさしくならない」と厳しく言いました。参加者からは「めんどくさく作られた制度に文句があるなら結局幼稚園に行きなさい、と言うことではないのか」という意見もありました。地域の子育て支援を充実することを大きな目的にスタートして半年たった新制度、本当に安心して子育て出来る支援体制が作られているのか、疑問ばかりが検証された交流会になりました。新制度そのものが複雑で理解するのが大変と多くの国民の前評判であったこともあり制度がもつ矛盾がこの先の一層明白になってくるものと思います。知恵と工夫を寄せ合い制度改善していくことが急務と感じる交流会でした。（文責 河野和枝）

ナーを担当していただいている先生方に感謝です。家に帰ってから家族の会話が増えれば何よりと思います。

毎年10月体育の日に「あそびの広場」があるということが、子どもたちの間で浸透してくれればうれ

しい限りです。



北海道総合教育大綱（素案）に対するパフコメ

北海道高等学校教職員組合

北海道・道教委は、本年4月以降の教育委員会制度等の「改正」に伴って、「北海道総合教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本道の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるもの」としてその素案を8月発表しました。そして、「この大綱の素案について、広く道民の皆さまのご意見を募集」するとして、8月27日～9月24日「意見募集」しました。

道民の会の構成団体である「北海道高等学校教職員組合連合会」がその素案に対する「意見」を提出しました。以下「意見書」をご紹介します。

また、北海道（担当は、知事部局の北海道総合政策部政策局）は、10月29日「意見募集結果」に対する「道の考え方」をホームページ上に掲載しています。「素案」はおよそ13ページ、「結果」については9ページとなるものです。「北海道総合教育大綱」で検索すると入ることができますので、本文はHPでご確認ください。

北海道総合教育大綱」に対する意見

北海道高等学校教職員組合連合会

第1章 大綱の策定について～策定の趣旨と期間

① 本素案は、国の第2期教育振興基本計画、北海道教育推進計画が平成29年までであることを考慮して3年を対象期間としている。

② 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」（以下、「文科省通知」）が平成26年7月17日付けで文部科学省から発出されており、そのなかの「第三 大綱の策定について」の「2 留意事項」の「④ 大綱が対象とする期間については（略）国の教育基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定している」こと、さらに、「(3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係」では「①地方公共団体において、（略）教育振興基本計画その他の

計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない」とされている。

③ 第4期北海道教育長期総合計画（以下、「第4次長計」）が平成25年3月に公表され、「第1章 教育計画の策定について」では「現計画は、国の『教育振興基本計画を参酌しながら、北海道の実情に応じ、『北海道として推進すべき計画』を策定するという趣旨、及び、『新・北海道総合計画』の教育分野における政策を推進する計画という趣旨を踏ま

え、『推進計画』と称しています』と記されている。

④ であれば、そもそも「文科省通知」が言うように、「第4次長計」で「大綱に代える」としない判断を明確にすべきであり、本素案が「第4次長計」の焼き直しであっては策定する意味が失われるばかりか、屋上屋を重ねるものである。

⑤ さらに、首長が、これまでの教育委員会委員長と教育長を統合した新教育長を3年と任期を切って任命することとなったが、新教育長にはこの3年で決定された大綱の実現が課せられることになる。実質的に知事の命によって教育行政が執行されることとなり、政治からの独立性、中立性が求められる教育の変質が危惧されることから、首長や教育長が変わるたびに基本的な教育政策が変更される性質のものではなく、中長期的な展望も含めた内容とするのが適当であることから、本素案の策定そのものに疑問を呈さざるを得ない。上記から、大綱を策定する必要はないと考える。

第2章 北海道における教育の現状・課題とめざす姿について

① 本素案には、憲法や子どもの権利条約にもとづき、教育を国民・子どもの権利としてとらえ、教育行政はそのための条件整備を行うという視点が全く欠落しており、「教育の現状及び課題」の認識に問題がある。子どもたちの置かれている困難な状況に対し、それをもたらしている社会的原因を究明しようとする姿勢が見られない。たとえば、日本政府に対し2010年6月に出された「国連子どもの権利委員会第3回最終所見」は、現在の日本の教育をめぐる情勢、その社会的背景に触れ、子どもたちに困難をもたらしている原因について詳細かつ根本的に指摘し、あわせてその解決の方向も示している。にもかかわらず、このことがまったく参考にもされず、斟酌もされていない。あわせて、国及び道のこの間の教育政策が何をもたらしてきたかの検証も反省もない。このような認識にもとづいて、現状を把握し、課題を設定し、その解決のための施策を講じようとしても、根本的な問題の解決にならないことは明白である。よって、教育条件整備の視点をもっと明確に記述すべきである。

② 人口減少、少子高齢化時代において、本道ですべての道民が夢や希望を持って健やかに暮らしつ

づけることができるようになるには、教育の果たす役割は非常に大きく、その重要性を説くこと自体は大切なことある。

しかし、その方向性はすべて「人材育成」であり、高橋知事の「新・北海道ビジョン」の「未来を託すグローバル人材育成プログラム」を全面的に受け止めた内容となっている。ここには、教育に求められる全人格的な発達の視点が全くない。それどころか、「北海道の経済発展や活性化への貢献」を目標的に掲げるのは、企業や行政が実施する経済活動や施策に教育を従わせることをうたうものであり、憲法で保障された権利としての教育を歪めることになりかねない重大な懸念を抱く内容である。教育基本法にも示されているとおり、教育の目的は人格の完成にあると記述すべきである。

③ また、「郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちの醸成」「日本人・北海道人としてのアイデンティティー」をあげているが、これは子どもたち個々の内心に踏み込もうとする懸念をぬぐい去れない。郷土を愛することや郷土を発展させようとする気持ちを子どもたちが持つこと、また、アイデンティティーを自覚すること自体を否定するものではないが、これを大綱に掲げることは憲法で保障される思想・良心の自由に反し、押しつけを肯定することになりかねない。よって、「郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちの醸成」「日本人・北海道人としてのアイデンティティー」という記述は削除すべきである。

④ さらに、本道教育の課題を「子どもたちの学力や体力の向上」「望ましい生活習慣の定着」「いじめの根絶、規範意識など豊かな心の育成」「コミュニケーション能力の向上」などと列記しているが、そもそも「学力」とはどのようなことなのかについての言及はなく、これまでの施策を踏まえれば「全国学力テスト」、学習指導要領に示された内容を早く、正確にこなすことと解すれば、甚だ狭い見識と批判せざるを得ない。学習指導要領は教育課程を編成する上での大綱であり、各学校で編成された教育課程はそれぞれの地域や子どもの状況によって変化することは明らかであるのに、それをテストという形で判別できる僅かな領域のみに注目し、その点数で子どもと学校を競わせ、全国平均を超える、超えないに拘泥することに一体何の教育的効果を見いだ

そうとしているか、甚だ疑問である。「子どもたちの学力や体力の向上」についての記述は削除すべきである。

⑤ 本素案「本道教育の現状と課題」からは、子どもたちの主体的な学びの要求を受け止めた教育の様相など微塵も伺うことができない。学習の主体である子どもの発見や喜びを授業やその他の活動で共有しようと奮闘している学校現場を、さらに苦境に立たせる方向性が示されている。長時間過密労働を強いられている本道教職員を励ます記述を加えるべきである。

第3章 基本方針について

I 社会で生きる力の育成

〔施策項目2〕 確かな学力を育む教育の推進

① 学力は、「全国学力テスト」の点数だけでは測ることができないものの方が多い。例えば、思考過程や感性、課題解決力など多様な側面がある。学力を極めて狭いものとして捉え、その「向上」を目指すことを目的としないことを求める。

「全国学力テスト」の平均を超える点数をとることに向けて、「望ましい生活習慣の定着」に言及することは、本来、国民が有している教育権を学校という社会的機関に託しているにもかかわらず、そのとらえ方を転倒した言説といわざるを得ない。子ども一人ひとりを主権者として見る視点がこの素案にないことは全くもって残念としかいいようがない。

② 「授業改善」と「生活習慣の確立」を車の両輪としているが、これまでも「全国学力テスト」対策に小中学校を追い込み、高等学校においては、小中学校段階での「学力」の物差しによる較差・選別の結果、学び、成長する喜びから阻害されている生徒が多数いる現状をつくっている。生徒の実態を集団的に実感できる授業・学校生活が求められ、未来の平和的社会の担い手としての人格の完成を目指すものとならなくてはならない。そのためには、個別の指導を中心としたとりくみや、学校の「特色化」、数値目標に基づくとりくみなどによって行う教育ではなく、一人ひとりの課題の明確化とその達成の具体的とりくみを集団にどう位置づけ、人との関わりやその中での成長という観点が欠落している。家庭環境や、子ども・保護者の状況をつぶさに把握し、その悩みを正確に理解した上で対応が検討されな

なければならない。単なる「啓蒙」では、子ども・保護者にとって、「きれいごと」を「説教」されるだけで、自分たちの苦しみを解決していける展望を見出すことができない。子ども・保護者の現状とその背景にある問題（社会的なものも含め）をしっかりと理解した上で、個々の家庭にどのように関わっていくか、個々の子どもに対して、学級・学年・学校、あるいは地域の中で自分と社会の未来を切り拓いて、意欲的に生きていこうとする意識を育てていくことが大切であり、そうした記載をすべきである。その視点が欠落すれば、家庭のとりくみが変われば子どもは勉強するようになるという現状把握に陥ってしまい、苦しんでいる家庭をさらに苦境に突き落としていくことになりかねない。

〔施策項目3〕 健やかな体を育む教育の推進

① 本素案では「体力・運動能力が全国平均以上」と数値目標を掲げている。体力・運動能力が高くなることを一概に否定はしないが、「学力」以上に個人差が大きい事柄でもあるので、全国平均値にこだわることはかえって運動が嫌いの子どもの生むことになりかねない。著しく運動を苦手とする子どもや障害のある子どもたちが劣等感や疎外感を感じないように、配慮した施策が求められる。

また、「望ましい生活習慣」についても、各家庭や子どもの事情も考慮し、一律的な指導にならないように配慮する必要がある。

② 地域との連携なども重要ではあるが、一部の指導者に見られるような、精神論や上下関係に固執した指導、勝利至上主義の非合理的な指導を排し、地域で誰でも参加できる活動をすすめる記述をすべきである。子ども自身の声を聞きながら、企画運営していくことがこの分野で求められている。

③ 「食に関する正しい知識や望ましい食習慣」とあるが、そのためには学校給食の充実が欠かせない。配置されることが望まれる栄養士がいないにもかかわらず、道立学校の給食調理員は非常勤職員ながら、その任も果たしている。しかしながら、学校給食を民間委託化する方針は「食に関する正しい知識や望ましい食習慣」を育むどころか逆に生徒から奪ってしまわないか。食育の充実を掲げるなら、当然、高校、特別支援学校の環境整備を十分に行う記述をすべきである。

④ 「フッ化物洗口」について、その有効性と安全

性、必要性について、疑問を指摘する専門家も多く存在していることから、普及促進には慎重な対応が必要である。実施において希望制を採用はしているものの、保護者が学校の施策へ事実上反対を唱えにくい状況も考慮されなければならない。虫歯予防は、ブラッシングの励行などの生活指導の徹底が最も大切との記述を望む。

〔施策項目 4〕豊かな心を育む教育やいじめ問題等への取組の充実

① 「道徳教育をすすめる」としているが、これは教条的に徳目を教え込むことでなく、授業での教師や生徒、生徒相互とのやりとりや、学校生活や学級活動をとおしてトラブルなどを解決していく過程の中で身に付けていくものであり、全教職員が協力して教育実践を行うように条件整備することが「道徳教育」に必要なことである。どのように教育条件整備を行っていくのかの記述が不足している。

また、道徳教育において体験活動が大切なことは言うまでもないが、近年、「授業時数確保」に学校現場が汲々としており、体験活動、行事などを削減せざるを得ない状況がある。体験活動や行事を大切にすべき学校の教育活動として位置づけ、その時間を確保できるゆとりのある教育課程の編成が必要である。また、体験活動を創造し、主催することが生徒の学力を伸ばすことにつながる。こうした実践を重視した教育観を醸成させるような記述とすべきである。

② 「全国学力テスト」を中心とした点数主義、競争主義による子ども評価の弊害は上記で述べたが、このことが「いじめ」問題にも影を落としている。本道がいじめ防止条例を策定しようとした際、委員会で議論されたように、いじめが起こってもそれを子どもたちの関係性で克服していくことが成長につながるものであり、いじめを「犯罪」として、いじめを起こす側といじめられた側を加害と被害の関係性だけでとらえようとする風潮が、子どもの成長や他者との関わりを狭めてしまいかねない。こうして醸成される規範意識は物事の関係性を善と悪との2項対立ととらえてしまいがちな面も含めて、本来多様性に満ちた人間関係を狭めてしまうことにならないか、大きな疑念を抱かざるを得ない。こうしたもとでは「豊かな心」の育成などどうして期待できよう。改めて「全国学力テスト」に関する記述の削

除を望む。

③ 情操教育として「自然体験活動」「社会体験活動」「文化芸術体験活動」を否定するものではないが、「ボランティア活動」を充実するとの記述はその強要にならないよう十分な配慮が求められる。子どもが自発的に行うことこそがボランティアの条件であり、決して押しつけにならないことを求める。

④ 「コミュニケーションの育成に関する取組」が述べられているが、基礎的な知識を習得し、その上で自己表現能力を高めようとするとりくみが求められる。その方法に個性が伴うのは当然で、一律にとらえるべきでないことは言うまでもない。他者とコミュニケーションをはかるには自己肯定感が必要であり、その醸成のための条件整備、子ども一人ひとりに目を配ることが可能な学級規模の実現、子どもと担任教員との関係を密にすることが可能な少人数教育に向けた方針が必要だ。

〔施策項目 5〕特別支援教育の充実

① 特別支援学校の狭隘化の解消についても、上記同様、緊急の措置が必要であるが、触れられていない。特別支援学校の増設がつづいているが、寄宿舎を設置しない「通学型」が主流であるが、生徒の精神的な安定や通学時の不安を除去するには寄宿舎の設置が欠かせない。寄宿舎の整備についても触れるべきである。

② 「できる限り身近な地域」という表現を多用しているが、インクルーシブ教育、教育の機会均等の理念に反するものであり、特別支援教育の充実の項目にだけこのような表現を使うのは障害者差別解消法の理念に反するのではないか。「できる限り」という文言は削除すべきである。

〔施策項目 6〕ふるさと教育の充実

① 「アイヌの人たち」や「自国の領土」について正しく理解することが述べられているが、そのためには事実即した歴史教育が欠かせない。教育への政治介入を許さず、加害と被害の両面からの事実が理解できる教育とその上に立った子どもの思考、判断を尊重する態度が欠かせない。歴史の真実から目を背けず、事実即した歴史教育の推進について記述することを望む。

〔施策項目 7〕キャリア教育・職業教育の推進

① 若者の半数が非正規労働者であり、不安定かつ劣悪な労働条件で働くことを余儀なくされている今

日の格差社会の現実、人生の入り口に立つ青年たちにとって過酷極まりないものであり、この「現実」を無批判に受け容れた「キャリア教育」は青年たちを過酷な競争に駆り立て、自己責任を強いるものとなるほかない。

また、こうした労働の現状を間接的に見聞している若者たちがもっている労働へのマイナスイメージを変え、人間にとって働くことの意義を実感させるには、全国の先進例にも学んだ新たな教育課程づくりの工夫が個々の学校に応じたかたちで行われる必要がある。

「社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養う」（学校教育法）高校教育の目的・目標を考えるならば、「キャリア教育」の内容としては「人権としての労働」「適応ではなく変革の視点」が考慮されるべきとの研究もあり、批判的に今日の労働をとらえ、民主的で文化的な社会の形成者としての資質を養う教育＝「社会を担う力を育てる職業・労働教育」の推進について、しっかりとした記述が必要である。

② この点では、すでに労働基準監督署や労働組合の活用で「権利」行使の実感を得られる授業づくりを行う試みなどもあり、地域における様々な機関との連携も構想されるべきで「キャリア教育充実」が、「学校と社会の接続」を問題にしながら、もっぴら学校での学習を社会に適合させようという計画であってはならない。子どもたちに必要な「職業・労働教育」は、人間として生きることの根本を考える教育であり、人間として生きること、働くこと、家族をもうけることなどに関して、今までにない困難に直面している若者たちを教育の力で支えて行く義務が教育に求められている。蔓延している自己責任論をのりこえ、人権としての労働の権利を世界の労働先進国に学び、環境を整備していく力を養う「権利としての」職業・労働教育の前進についての記述を望む。

③ 「労働法規に関する知識を身につけることができるよう、ワークルール教育」をすすめる方針が述べられている。ワークルール教育を充実させることは必要・不可欠であり、高校卒業までに労基法の知識だけでなく、実際にどのように職場で活かされているかも含め、学習する環境を整えることは欠かせない。

ただ、その方向性が「望ましい勤労観・職業観」とされているが、誰にとって「望ましい」のか、精査する必要がある。素案全体を通じて「産業人材の育成」がうたわれているが、企業や事業所の経済活動にただただ追従する「職業観」ではなく、ワークライフバランスが担保される働き方を目指して、職業教育が推進されるよう、大綱に明記し提言すべきである。

④ また、「雇用のミスマッチや、早期離職」については、就職支援員が就職先の開拓や就職試験に向けてのアドバイスや希望する企業についての理解が深まるよう働いているが、その数は全道で6人であり、圧倒的に不足していることは否めない。岩手県では各高校に1人の割合で配置され、就職についてのアドバイスを丁寧に行っている。同県では離職率も全国平均を下回っている。生徒が就職に際し、十分に情報を得られること、丁寧に相談に乗ってもらえアドバイスを得られることが、「雇用のミスマッチや、早期離職」を防ぐ最良の方法である。しかし、就職希望者が多い高校では、その方途がとることができないほどの過密労働ぶりが顕著である。特に、進路指導を分掌している教員が就職を希望する生徒とじっくりと話ができる環境を整える方策に触れていないのは、本素案が精神論の域を出ていないといわざるを得ない。進路指導を充実させるための教育条件整備についても述べるべきである。

⑤ 「18歳選挙権」について、「子どもたちに、社会参画に必要な力を育てるとともに、社会人としての自立を促す取組」をすすめることが記されているが、非常に消極的な記述にとどまっている。主権者教育を旺盛にすすめるとともに有権者教育も同時にすすめることが求められるのは必定で、単に教科としてこの課題を扱うのではなく、学校の教育課程全体を通じてのとりくみが求められる。残念ながら、現状、憲法や子どもの権利条約に則った学校運営が十分に行われていない学校もあることから、小学校段階から主権者教育、とりわけ、自治力を育む教育を推進することが肝心である。同時に、子どもの権利条約に則り、意見表明権を担保する営みがすべての学校で行われることが必要なのは言うまでもない。学問の自由を守りつつ、主権者教育をさらに推進するという積極的な記述を求める。

〔施策項目9〕ICTを活用した教育の推進

① 「北海道公立学校校務支援システムの普及・促進」が記述されているが、「子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保」できる状況になっていない。システム上の不具合やトラブルに対応する教員は大変な負担を負っており、また、トラブル解決に相当な時間を要すること、生徒情報、受験等の個人情報を一元化することによるリスクを十分に考慮することが必要であり、「普及・促進」には十分な説明と納得が欠かせない。慎重な対応こそ必要であり、「普及・促進」には反対である。

II 北海道の未来を拓く人財の育成

[施策項目 10]

① 「グローバル人材」の育成を掲げるのであれば、早期に選別し特別な教育を施すような施策ではなく、すべての子どもを対象に予算の偏りなく教育を行うのが原則である。SGH（スパークグローバルハイスクール）のように特別に予算措置をするような「選択と集中」は教育の機会均等の理念に反する。「グローバル人材」についての記述は、上記の誤解を招かない記述にすべきである。

[施策項目 11] 産業人材の育成

① 「産業人材」という言葉を使うこと自体、本素案の意識性を問われる。企業や事業所の経済活動にひたすら従事する職業人の育成を「教育大綱」に登場させることは、教育という営みを企業活動に従属させるものであり、全人格的な発達を期して行われるべき教育を変節させる記述であり、看過できない。「産業人材」という表記は削除、もしくは、改めるべきである。

[施策項目 12] 理数系・医療計人材の育成

① 「若者たちの進路実現に向けた学力向上」とあるが、地域医療の充実を言うなら、「学力向上」ではなく「人間教育の充実」であるべきだ。「学力」向上は受験対応を念頭に置いた言説であり、医療活動に必要な基礎的知識の習得と学問的探求をつづける力と同時に、人を思いやる気持ちや痛みを理解できる気持ちを育むことが求められるのは当然である。「学力向上」の記述については、上記の誤解を招かないよう記述すべきである。

III 地域の教育力の向上と総合的な生涯教育の振興

[施策項目 13] 社会全体で子どもたちの学びを支

援する取組の推進

① 「コミュニティ・スクールの導入」について、学校・教職員の外部評価など新たな「競争と格差」が持ち込まれる懸念がある。各学校の裁量にまかされている「教育課程の編成」を子ども、父母、教職員が共同して作り上げ、学習の主体である子ども、その学習を保障する教育権を持つ保護者、その教育権の負託を受け職務権限を行使する教職員が、自分たちの「学級」「学校」「地域」などを主体的につくっていく「参加と共同の学校づくり」を積極的に保障する記述が必要である。

② 「学習支援」がうたわれているが、放課後や休日、長期休業中に授業内容の追理解と演習を教員OB や学生ボランティアなどが実際であるとするなら、なぜ授業そのものを理解できるような学校環境の整備をうたわないのか、そのことへの疑問がぬぐい去れない。

現在の学習指導要領に変更されるに伴って学習内容が増えたことに加え、チャレンジテストや「全国学力テスト」の過去問題を解くことなどが課せられている学校現場では、教科書をしっかりと学ぶ時間もとれない、子どもたちの関係性を育む行事を削らざるを得ない、と大変な状況である。学ぶこと自体の価値を「全国学力テスト」によって予め計る仕組みになっているなら、「望むべき」結果に向けた学習が、学校ばかりでなく地域や家庭でも押しつけられることになり、それこそ本末転倒であり、ここにメスを入れるのが大綱本来の役割であろう。

[施策項目 14] 豊かなつながりの中で子育て支援・家庭教育支援の充実

① 「家庭の教育力の低下」に言及するのであれば、その家庭個々がおかれている状況を念頭に置かなければならず、とりわけ子どもの貧困が深刻な状況であること、その打開に向けた言及がなければ一律的な物言いとの誹りは免れない。母子世帯の貧困率が実に5割を超える調査を前に、子どもともっと関わりたくても関わるできない制約下にある家庭の状況を念頭におく配慮があつてしかるべきである。

この解決には、雇用と就労環境の抜本的な改善が欠かせないが、そのことについての言及があつてしかるべきである。

IV 教育環境の整備・充実

〔施策項目 16〕 家庭環境等の要因により学習に困難を有する子どもたちへの学習支援

① 国の「就学のための支援金」「奨学のための給付金」の手続きを簡素化して、学校事務の負担軽減を行うとともに、漏れなく申請できるよう周知の徹底に努めることが肝心である。また、2010年に実施された高校授業料の無償化を復活させるべく措置を検討することも必要である。

国からは、この制度に関して臨時事務職員の配置が措置されているが、これを各高校に配置していないのは北海道だけである。家庭からの申請を受け付ける学校事務職員の仕事量は増えることはあれ減ってはいない。改めるべきである。国際人権規約社会権規約 13 条 2 項(b)(c)にもとづき、教育費無償化政策をすすめるよう記述すべきである。

② 砂川市が砂川高校に通学する生徒に、4 年生大学に進学する際に 1 人当たり 10 万円を返済不要の奨学金として、介護職員初任者研修に参加する生徒に 1 人当たり 5 万円などを給付することを、来年度から実施することを決めた。待たれるのはこうした直接的な支援策である。特に、高校から大学や短大、専門学校に進学する際に望まれているのは、入学に関する諸費用を支援する制度である。給付が望ましいが、無償貸与であれ制度化が急がれる。福島県では 50 万円を無償貸与しているが、こうした他県の措置も参考にすべきである。北海道に住むすべての子どもたちが、お金の心配なく学校に通える政策を充実させる記述を盛り込むべきである。

〔施策項目 17〕 小規模校化が進行する公立学校における教育活動の充実

① 高校の小規模校化で、「教育水準の維持充実」との名目で統廃合を進めることが狙われている。このことは、第 2 章にある「地域産業を支える人材の育成」「郷土を愛し、発展させていこうとする気持ちの醸成」に反するのではないか。学校がなくなるとは若者が流出することをさらに促進し、地域の産業、経済の衰退をさらに深刻なものにしている。地域の学校は「特色ある」「魅力ある」学校づくりに努力し、地域と力を合わせてさまざまにとりくみを行っている。小規模校化していても教育活動を充実させていることを評価し、「新たな高校教育に関する指針」（以下、「指針」）を見直すことを道民が

最も求めている。

② 公立高等学校においては「適正な高校配置をすすめる」と従前の姿勢が引き継がれる記述があり、何をもって「適正」とするかは相変わらずブラックボックスである。「指針」でいう「望ましい学級数」を 1 学年 4～8 学級とするなら、今後一層の高校統廃合は避けられない。現在 235 校ある道内の公立高校は、2020 年度には 10 校減の 225 校となり、自治体に公立高校の無い地域は 30 %（54 市町村）となる。自治体に公立高校が 1 校だけの地域も 53 %（94 市町村）になり、高校の無い地域と併せると 83 %（148 市町村）にも達する。

教育長は 9 月議会で「指針」見直しを年度内に行うことを表明したが、この見直しの方向と大綱自体の関係は密接であり、大綱にうたうべき方向ははっきりしている。このことを道民に早急に明らかにすべきである。

③ 道教委は、地域における高校の果たす役割を「単に教育機関としての役割だけではなく、地域のスポーツ、文化、生涯学習の拠点であり、地域産業へも貢献している。高校生が地域の行事に参加することで、地域が活性化するなど大きな役割を果たしている。経済効果も生まれている」と述べている。さらに学校は住民の交流の場であるとともに、避難所や防災拠点の役割も担う多様な機能があるということ忘れてはならない。学校がなくなることで地域と子どもたちの結びつきは希薄になり、人口減少・過疎化の進行とともに地域活力はますます低下する。大綱の他の部分からも、また大筋の趣旨をとっても、地域の小規模校を機械的に募集停止、廃校化とするのではなく、その存続をはかっていくという立場を鮮明にすべきである。

④ 本素案では少人数学級の推進には一切触れていない。高校配置についての「地域別検討委員会」では公立高校の学級削減や統廃合に反対する意見が数多く出ているが、道教委はこれまでこうした声に耳を傾けることなく、「適正」配置を繰り返してきた。参加者からは、全道一律、全国一律の学級定員ではなく、北海道独自の学級定員の決め方を求める声、「指針」の廃止を求める声が多数聞かれるが、こうした声に応える内容に本素案はなっていない。

また、「特色ある」という冠をつけた高校統廃合がすすめられてきたが、その姿勢は本素案では

変わっていない。道教委は、総合学科、普通科単位制、フィールド制など「特色ある」高校配置をすすめてきたが、子どもたちや父母・保護者が望むのはそうした「特色」づくりではなく、地域、地域に高校があり、安心して通える環境と興味や関心に沿って学べる環境が整備されていることである。とりわけ、小規模校を存置している自治体にとっては高校の統廃合を町づくりの課題としてとらえていて、新入学生や在學生に通学費や諸検定料の補助など様々な支援を行っている。これがすでに「特色」であり、自治体に支えられた学校づくりが多く各市町村で行われている。

こうした各自治体の努力に冷や水を浴びせる「適正」な高校配置は、「子どもたちが健やかに伸びゆく『笑顔』の広がる北海道！」「ここで住み続けられる『循環と持続』の北海道」という高橋知事の「私の目指す『ほっかいどう未来図』」に逆行することになる。少人数学級による教育の推進、小規模校を存置させる方向性を示し、すべての子どもが安心して学校に通うことができる教育条件整備について、積極的に記述すべきである。

創造することは考える力を身につけること

劇団一揆 代表 橋田志乃

舞

「ねえ、おばちゃん。戦争って、またやるの？」

「ううん。やってはいけないことなの。」

「どうして？」

「絵本で読んだでしょ。人がたくさん死んじゃうの。それから、動物もだよ。」

「どうしてそんなことするんだろう。ね。おっかないね。」

私の9歳の甥っ子は、飼ったばかりの子犬を抱きしめて、そう言いました。

お婆ちゃんもお母さんも本を読んでもくれたり、お芝居を観に連れて行ってくれたりする中で育った甥は、テレビのニュースにも敏感で、この有り様。そんな彼が投げかける社会への疑問やひと言は、戦争法案を通した大人たちに聞かせてやりたいと思うほど率直で、的を得ています。それでも彼は、まだほんの子どもだから、選挙権もないし、意見を表明することも出来ません。

私が芝居を作り続ける理由は、まさしくそこにあります。彼のように、ものを言えない立場の人の代わりに演じること。その人たちが言えないことを、声を大にして多くの人に伝えること。でも、この国は、そのような内容に関心を持つことはとても少ない。まるで存在を無視したいかのようです。だから、独自の宣伝体制を作るしかないのです。そうすると、宣伝効果はたかが知れているし、一度に多くの人に伝えることは、ほぼ不可能。それでも、いろんな方の協力を経てなんとかやってきました。

私たちだけではありません。文化事情は年々悪くなる一方で、文化に関わる大勢の人たちがとても苦労しています。

例えば、演劇をしている私たちの場合、公演を行うにはまず上演する場所を確保しなくてはなりません。国の文化予算が少なくなる一方で、上演出来るホールの使用料金は高くなるばかり。仕方なく舞台セットを値切り、本来プロに依頼して製作するものを自前で作り、普段から裏方業務の勉強をして照

明も音響も自分たちで機械を操作します。哀しいかな、そんなふうにスキル・アップしてきた私たちは、他人の舞台のスタッフとしてお仕事をもらえることもしばしば。

そんなわけで、お客さんの期待に応えたくて、立派なセットでプロのスタッフの方と共に舞台作りを出来るのは、2年から3年に1度くらい。その他は自分たちの稽古場で、大家さんに了解を得ながらアトリエ公演を行って、創作活動を続けています。

劇団を始めたばかりの頃は、夜中に大声を出してもいいように北海道神宮の敷地でキツネのフンを踏んづけたりしながら稽古をし、大きな音をたてると近所迷惑になるからと、夜中でも明かりが灯る小樽港に材木を持ち込んで舞台セットを作り、翌日、眠れないままホールへとトラックを飛ばしたこともあります。

そんな私たちがようやくみつけた稽古場は、勤労者青少年センターでした。働きながら活動している団体には無料で部屋を貸し出してくれた施設です。ところが、私の経歴をどこで知ったのか、あるとき、「あなたはプロだから他の団体と同じように無料で貸し出すわけにはいかない」と締め出されました。私が演劇で食べられなくても、です。さらに悪い事には、札幌市の管轄であるそのセンターは、翌年から有料化するということになりました。そのまま黙っていたら、私たちだけではなく、多くの人たちが困ります。慌てて署名行動を起こし、賛同してくれる議員を捜して市に申し入れをしました。そしてめでたく有料化の時期を引き延ばす事には成功したのですが、そんな行動をした私たちに利用許可は2度とおりません。そのような経緯から、私は一念発起、稽古場を自前で持つ事に決めたのです。

幸い、私の場合はたまたまいい場所をみつけ、周囲の方の協力も得る事が出来て、そこで長く活動する事が出来ましたが、それまでの私たちのように、稽古場がなくて苦しんでいる人たちは今もたくさんいます。また、稽古場を持っている団体は維持するために大変、苦労します。そのための助成金制度もあることにはあるのですが、何度申請しても私の所はもらえた試しがありません。このままでは私たちも一体、いつ稽古場を失う事になるのか恐ろしくてたまりませんが、できる限りの事を精一杯やるだけです。

それでも、冒頭の甥っ子のように、言いたくても言えない人たちを知ってしまうと、諦めてたまるか、と氣力が湧いてきます。

文化は、決して人の役に立たないただの娯楽ではなく、傷ついた人たちの心を癒やし、明日に生きる希望を与えてくれるもの、そして、子どもたちに、人の気持ちを思いやる想像力を教えるものだ信じて、伝え続けることをしていきたいと思っています。だからこそ、子どもと文化・教育の会の活動は貴重な活動だと信じていますし、事務局の方の日々の活動には本当に頭が下がります。

さて、そんな私の劇団は11月20日から稽古場で公演をいたします。貧乏劇団の心意気、一度、ご覧になってみませんか？

心からお待ちしております。